NEWS RELEASE

広島のワクワクを創造する 広島電鉄

2026 年 11 月 9 日
広島電鉄株式会社

路面電車 7 号線の速度向上について

広島電鉄株式会社（本社：広島県広島市中区、代表取締役社長：仮井康裕）では、電車の速達性向上に向け、11 月 10 日（火）より十日市町停留場から別院前停留場の間を運行する全ての 1000 形車両で、時速 40 キロメートルを超えた営業運転を開始します。

■内　容

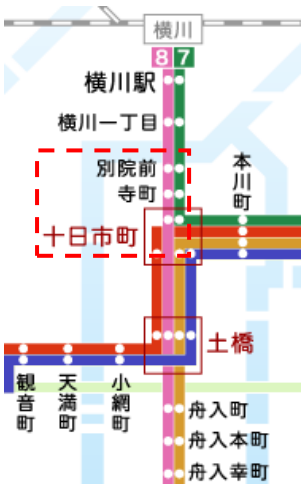
十日市町停留場から別院前停留場の間を運行する、全ての 1000 形車両の最高速度が時速 40 キロメートルから時速 50 キロメートルになります。

※交通信号や道路状況などをふまえて運転するため、必ず時速 50 キロメートルで運転するものではありません。

※同区間を 1000 形以外の車両で運転する場合の最高速度は、従来どおり時速 40 キロメートルです。

項目	現在（11 月 9 日まで）	11 月 10 日以降
対象路線（変更点）	8 号線	**7 号線**、8 号線
対象区間	十日市町停留場～別院前停留場	変更なし
対象車両	1000 形車両	変更なし
1000 形運行本数	15 往復程度	42 往復程度（27＋15）

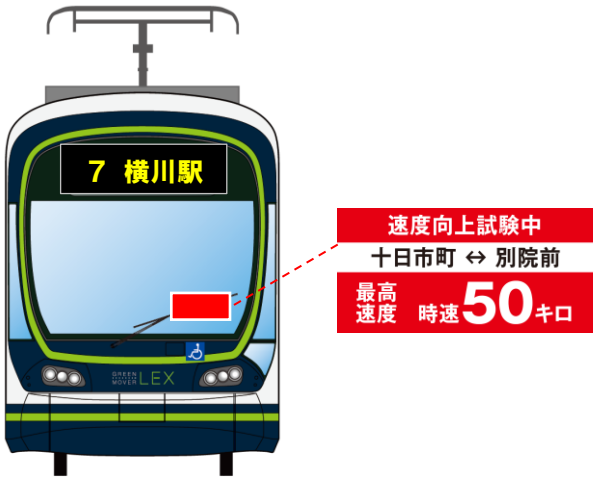
対象区間（十日市町～別院前）



運行本数
（7 号線）
平日 81 往復
土曜休日 72 往復

（8 号線）
平日 58 往復
土曜休日 48 往復

1000 形車両のイメージ



■実施時期

2026 年 11 月 10 日（火）始発から

■ **備考**

この取り組みは、国土交通省、警察庁、有識者や軌道事業者で構成される「路面電車の速度向上に係る検討会」における検証の一環として行います。

なお、路面電車の最高速度は軌道運転規則で毎時四十キロメートル以下と定められており、当社から国土交通省に軌道運転規則の例外取扱い許可申請を提出し、許可を受けて実施するものです。

以　上